

徳島市監査委員告示第27号

住民監査請求に係る勧告（令和3年6月25日付け徳監第79号）について、別紙のとおり徳島市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づく通知がありましたので、同項の規定に基づき公表します。

令和3年7月5日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	岡南均
同	土井昭一

都建発第95号
令和3年7月2日

徳島市監査委員	尾田正則	殿
同	藤原晃	殿
同	岡南均	殿
同	土井昭一	殿

徳島市長 内藤佐和子

住民監査請求に係る監査結果の勧告に対する措置について（通知）

令和3年4月30日に提出された住民監査請求に係る令和3年6月25日付徳監発第79号の勧告に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

以上
（都市建設部都市建設政策課）

住民監査請求に係る監査の結果に対する措置について

1 監査の結果

(1) 市が、再開発組合に支出した和解金4億1000万円に対する求償

市長は、損害賠償請求等を行うか否かを含めた今後の対応方針について、令和3年8月26日までに正式に決定するよう勧告する。

(2) 市が再開発事業のために、再開発組合に支出した補助金等2億3330万8000円に対する求償

本組合の損害と認定されていないことから、違法又は不当に財産の管理を怠る事実は存在しないと解し、この部分については棄却する。

(3) 監査委員の意見

市が多額の和解金を支払ったことで市民の関心も高い事業であったことから、市は前市長の責任について、和解金4億1000万円のみならず、判決で再開発組合の損害と認定されていない補助金等2億3330万8000円と応訴費用4878万2291円の前市長に対する損害賠償請求等の有無及び範囲等を精査すべきと考える。

2 徳島市の措置

監査の結果を踏まえ、徳島市の対応を次のとおりとする。

徳島市が再開発組合に支出した和解金4億1000万円及び徳島市が応訴のために負担した弁護士費用4878万2291円、計4億5878万2291円について、前市長に対し徳島市に賠償するよう請求する。